

加賀・能美スマートサービス構築事業にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本事業は、石川県加賀市・石川県能美市が共同提案し、内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型TYPE V」の採択を受けた「加賀・能美スマートサービス構築事業」を推進するものです。生活サービス施設の撤退が続く条件不利地においても、地域住民をはじめとするサービス利用者が欲しい物を欲しい時に受け取ることが出来るフェーズフリーな環境を整備するため、既存の公共施設や民間施設の空きスペースなど（以下、「地域社会資源」という。）を利活用します。そして、デジタル庁「デジタル認証アプリ」等のデジタル公共財を活用して、省人・無人環境下での施設への入退室、小売、配送、荷物受渡しなど、地域における生活サービスの維持・継続に資するデジタルインフラ（以下、「本事業デジタルインフラ」という。）を、加賀市および能美市で共通化して構築することを目的とします。また、本事業デジタルインフラを活用し、それぞれの地域課題を解決するためのサービス構築および運用を行うことも目的とする。

この目的を実現するために、本事業デジタルインフラ及びそれを活用した各種サービスの構築・導入に必要なシステム・関連サービス等の提案を募集する。

2 概要

（１）件名

加賀・能美スマートサービス構築事業にかかる公募型プロポーザル

（２）内容

別紙「仕様書」のとおり

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、複数企業等による共同事業体も可とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- （３）加賀市の市税、料金及び国税について滞納がないこと。加賀市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- （４）役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい

い、顧問、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）が、加賀市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）のしくみが整備されていること。

4 スケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和7年8月25日（月）
質問受付の締切り	令和7年9月3日（水）12時必着
企画提案書等の提出	令和7年9月12日（金）12時必着
選定会（プレゼン等）	令和7年9月中旬予定
審査結果通知・公表	令和7年9月下旬予定
契約書締結	協議が整い次第

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年9月3日（水）12時まで（必着）
- (2) 提出方法：別紙の質問書（様式第6号）により、電子メールにて提出すること。
なお、メール送信後に担当部署（巻末に記載）まで電話連絡すること。
- (3) 回答日：順次回答
- (4) 回答方法：質問者名を伏せて市ホームページ上で回答（質問者には電子メールで回答）

※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の追記・修正とみなす。

6 企画提案書等の作成要領

提案書は、本仕様書の内容を十分に理解した上で、以下の構成及び内容で作成すること。

(1) 企画提案書に記載すべき事項

① 組織としての業務実施能力

- ・会社・組織情報、財務状況
- ・本業務の実施体制図、各担当者の役割・実績
- ・本業務に関連する実績（特に地方自治体との協業実績）
- ・再委託予定（委託先、業務内容、管理体制）

② 提案内容・実施計画

- ・全体方針、コンセプト
- ・加賀市担当機能の実現方式：「5.1 加賀市および能美市の開発分担」表における

加賀市担当機能（ユーザー登録、小売、映像管理等）の具体的な実現方式

- ・能美市側システムとの連携計画：能美市担当システム（入退室、荷物受渡、ドローン等）との連携アーキテクチャ、データ連携仕様
- ・サービス構築計画：「5.2 加賀市におけるサービス構築の前提事項」で示された小売店舗、イノベーションセンターでのサービス構築の具体的な計画
- ・事業の持続可能性：「5.3 その他共通事項」を踏まえた、持続可能な収益モデルと収支計画
- ・実施スケジュール：詳細なマイルストーンを明記した工程計画（ガントチャート等）
- ・費用見積：初期構築費用、年間運用保守費用等の詳細な内訳を付した見積書

（２）企画提案に必要となる書類

- ① 企画提案書提出届（様式第１号）
 - ② 業務実績書（様式第２号）
 - ③ 実施体制図等（様式第３号）
 - ④ 共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状（様式第４－１～３号）
 - ⑤ 会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書の履歴事項証明書）
（※３カ月以内の発行であること。共同事業体の場合は構成員全部とする。）
 - ⑥ 企画提案書（様式第５号）
 - ・「加賀・能美スマートサービス構築事業にかかる公募型プロポーザル仕様書」を確認し作成すること。
 - ・パワーポイントを使用して作成し、PDF化して提出すること。なお、ページ数は制限しないが、できる限りページ数を抑える工夫をすること。
- ※②、④については、該当がない場合は不要とする。

（３）企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和７年９月１２（金）１２時まで（必着）
 - ② 提出方法：担当部署（巻末に記載）まで電子データ（メール又はＣＤ－Ｒ／ＤＶＤ－Ｒ）と紙媒体９部（正本１部、副本８部）※を持参又は郵送で提出すること。なお、メール送信後には担当部署まで電話連絡すること。
- ※（３）⑤「会社法人用登記事項証明書」は１部

７ 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を優先交渉権者とする。

（１）書類審査

参加資格要件を満たす者の中から、参加表明に係る書類を審査し、本審査を行う参加者を選定する。

(2) 本審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

参加資格要件を満たす者の中から、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおりに実施し、最も優れている提案を特定する。

① 実施予定日：令和7年9月中旬予定

② プレゼンテーションの内容

- ・プレゼンテーションは原則指定会場とする。
- ・プレゼンテーションへの出席は、4名以内とする。
- ・プレゼンテーションの説明はプロジェクトのリーダー又は責任者となる予定の者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・詳細は事前に通知する。

8 審査基準及び配点

評価項目	主な評価の観点	配点※
1 実施体制及び業務従事者の経験・能力		
組織としての業務実施能力	・業務遂行能力、財務の安定性 ・類似業務の実績、専門性	30
2 提案内容及び実施計画等		
事業理解度	・本事業の目的、背景、基本方針の的確な理解 ・加賀市の地域課題に対する洞察力	20
提案内容の実現性	・加賀市担当機能の実現方式の妥当性 ・能美市受託事業者との連携計画の具体性・実現性 ・セキュリティ要件の遵守と実現性	40
提案内容の独自性・発展性	・事業の持続可能性（収益モデル）の説得力 ・他地域への横展開も見据えた汎用性、拡張性	30
実施体制・スケジュール	・実施体制の妥当性、責任の明確さ ・スケジュールの実現可能性	50
費用及び収益性	・見積価格および内訳の妥当性、費用対効果	30
合 計		200

※配点は「優れている・やや優れている・普通・やや劣っている・劣っている」で評価する

9 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

※採点内容等については通知せず、結果のみを通知する。

10 辞退

参加申込書の提出後に、本プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式7）を提出期限までに提出すること。

11 プロポーザル後の流れ

審査結果通知後、市と優先交渉権者は企画提案書に記載された内容に基づき、必要な協議を行ったうえで、協議が整い次第、契約を締結するものとする。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、選定会で次点となった提案者を優先交渉権者として協議を行う。

12 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

（1）提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

（2）提案書が、次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 提出書類に虚偽記載があったとき。

エ 審査の公平性を害する行為があったと担当が認めたとき。

13 その他留意事項

（1）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

（2）提出書類は返却しない。

（3）提出書類は、審査以外には提出者に無断で使用しない。

（4）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利と対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

（5）本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

14 書類等提出及び連絡先

〒922-0057

石川県加賀市大聖寺八間道65かが交流プラザさくら3階

加賀市イノベーション推進部地域デジタル課 担当 松谷、川端、宮西、鳥野

TEL 0761-72-7833

FAX 0761-72-7369

E-mail chiikidigital@city.kaga.lg.jp